

第1回山ノ内町立学校づくり準備委員会 次第

日 時 令和7年5月14日（水）
午後5時00分～午後7時00分
場 所 山ノ内町文化センター 2階 学習室

1. 開 会
2. 委員の委嘱
3. 教育長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 正副委員長選出
6. 報告事項
 - ・山ノ内町立学校づくり準備委員会の役割について
7. 会議事項
 - (1) 学校統合に係る基本方針について
 - ①山ノ内町立学校適正規模及び適正配置に係る基本方針について

 - ②山ノ内町立統合学校整備基本方針（案）について

 - (2) 今後のスケジュールについて
8. その他
9. 閉 会

山ノ内町立学校づくり準備委員会名簿

職名	所属等	氏名	備考
委員	東小学校PTA	南條信太郎	
委員	南小学校PTA	平原 剛	
委員	西小学校PTA	渡邊 充	
委員	山ノ内中学校PTA	小湊 崇法	
委員	志賀高原保育園保護者会	佐藤 穂積	
委員	かえで保育園保護者会	大碓 若菜	
委員	ほなみ保育園保護者会	山戸真理子	
委員	よませ保育園保護者会	小淵 正成	
委員	すがかわ保育園保護者会	丸山恵美子	
委員	東小学校長	北垣内 博	
委員	南小学校長	中村まゆみ	
委員	西小学校長	竹内 由紀	
委員	山ノ内中学校長	山口 近	
委員	園長会（志賀高原保育園長）	岩本 光	
委員	区長会	山崎 昭	
委員	子ども会育成会連絡協議会長	下田 敏雄	
委員	議会社会文教常任委員会委員長	高田 佳久	
委員	学識経験者（学校長経験者）	原 隆文	
委員	学識経験者（信州大学）	伏木 久始	
委員	里山ようちえん おやまのおうち	山崎 龍平	
委員	ICT教育コーディネーター	清水 智	
委員	主任児童委員	佐藤 重子	
委員	社会教育委員	羽田 吉彦	
委員	公募委員	新井 彩香	
委員	公募委員	杉戸 香奈	
事務局	教育長	竹内 延彦	
	教育次長	望月 弘樹	
	こども未来課学校統合準備係長	山本 敏幸	
	こども未来課学校統合準備係	畔上 俊樹	
	こども未来課学校統合準備係	菅原 勇介	

山ノ内町立学校づくり準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山ノ内町立の小中学校の統合を円滑に推進するとともに、統合に伴い設置される学校（以下「統合学校」という。）の開校に向け、必要な事項を検討し、調整を図り、準備を行うため、山ノ内町立学校づくり準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 統合学校の校名、校歌及び校章に関すること。
- (2) 統合学校の学校運営方針及び学校行事に関すること。
- (3) 統合学校の教育カリキュラム、教育計画及び学級編成等に関すること。
- (4) 統合学校の通学路及び通学方法に関すること。
- (5) 統合学校の施設及び備品等に関すること。
- (6) 統合学校のPTA組織及びコミュニティ・スクールに関すること。
- (7) 統合により未利用となる校舎の利活用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員25名以内で組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小学校、中学校及び保育園の保護者代表
- (2) 学校長及び園長会長
- (3) 区長会代表
- (4) 子ども会育成会連絡協議会代表
- (5) 議会議員代表
- (6) 学識経験者
- (7) 公募委員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項に掲げる者のほかに、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了する期間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、準備委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 準備委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 準備委員会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の半数をもって決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 準備委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見及
び説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会に第2条で規定する事項について調査検討を行うため、専門部会を
置くことができる。

- 2 専門部会の構成及び構成員は、準備委員会において定める。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、調査検討結果を準備委員会に報告する。

(報償)

第8条 委員の報償及び委員がその職務を行うために要する費用弁償は、山ノ内町特別
職の職員の給与に関する条例（昭和31年山ノ内町条例2号）を準用する。

(庶務)

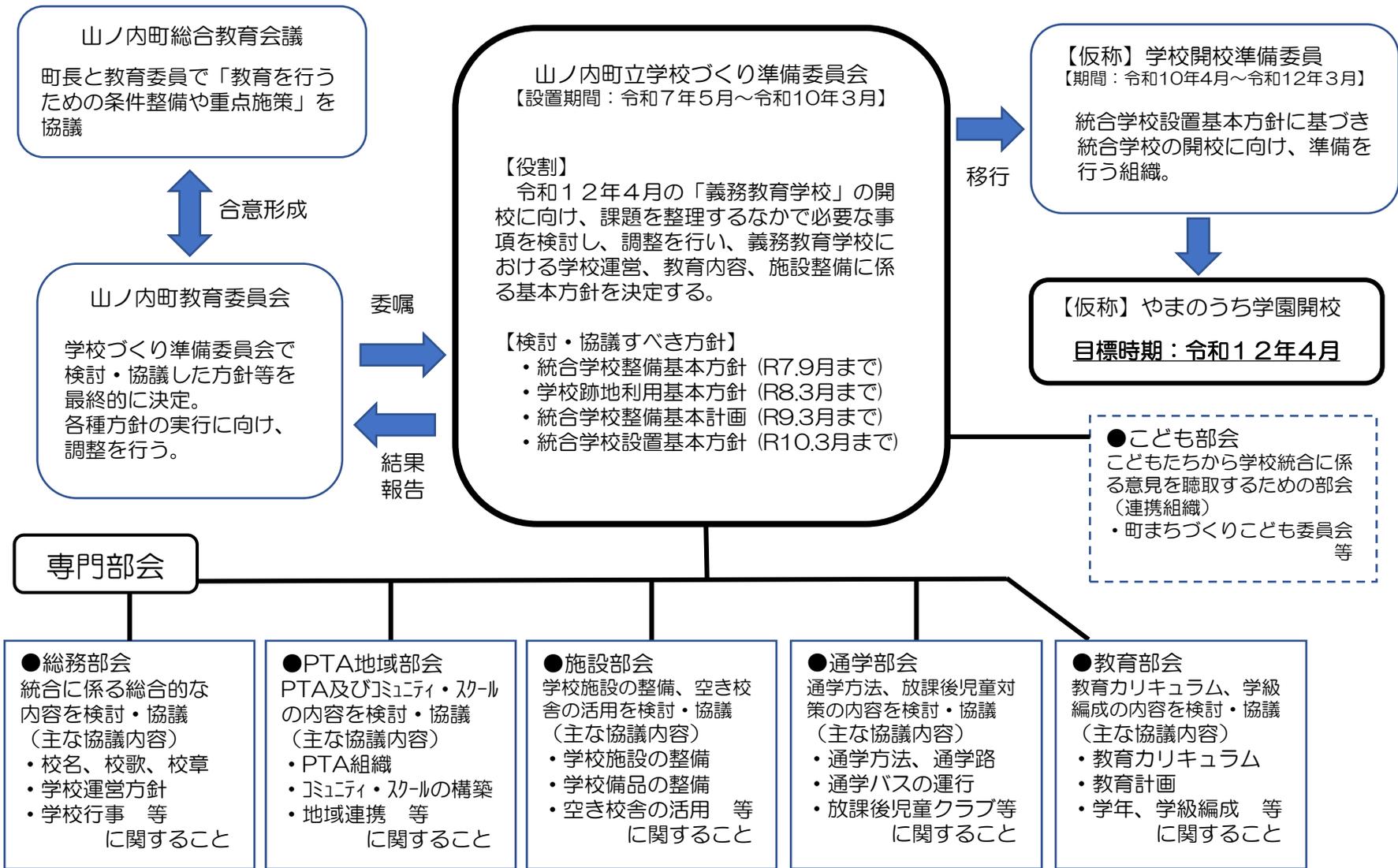
第9条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育
委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月11日から施行する。



専門部会は、準備委員会委員及び委員の属する団体の構成員で構成（各部会10名以内）

資料3

1 義務教育学校

2 コミュニティ・スクール



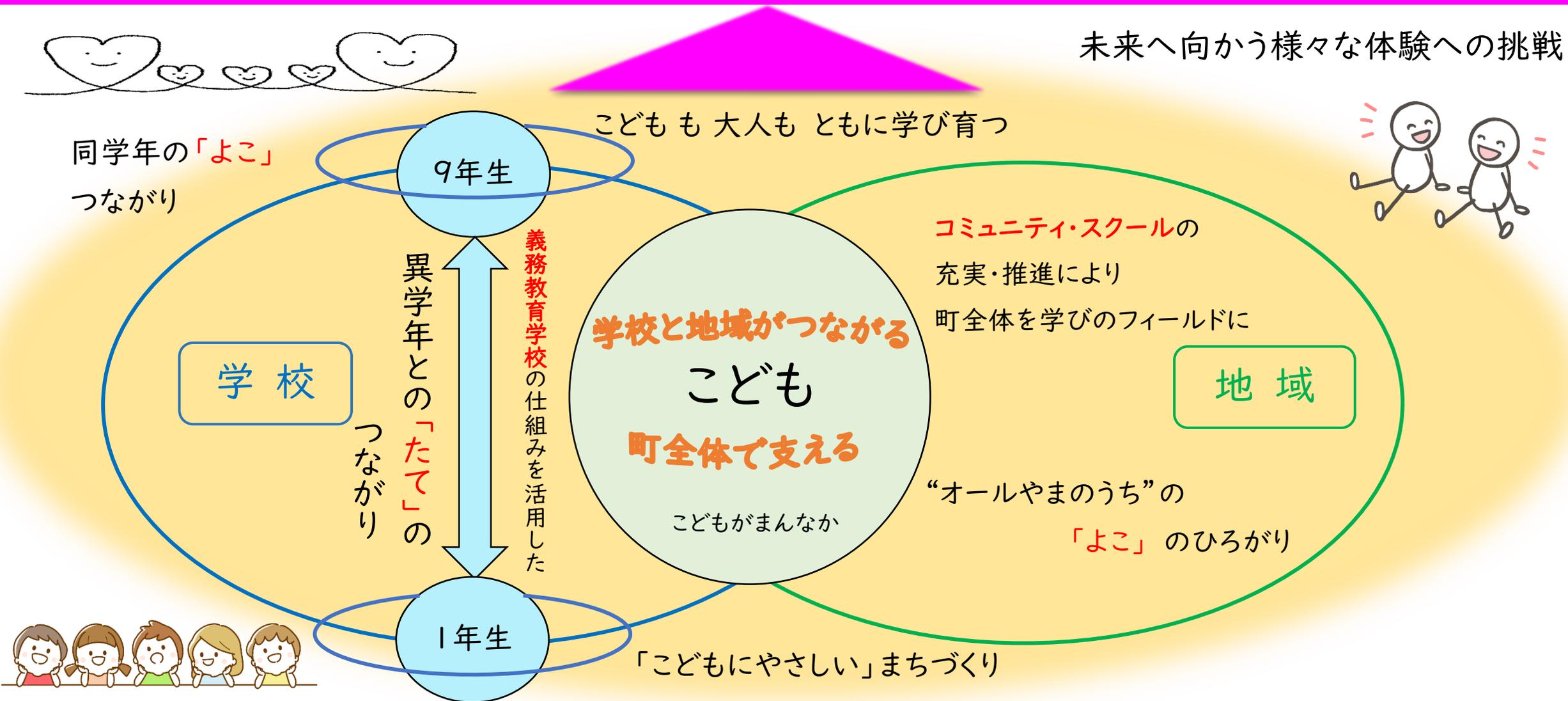
こども未来課学校統合準備係

コミュニティ・スクールと義務教育学校を一体的に考える“町全体が学園”構想

大きなセーフティネットとして、「縦・横」立体的にこどもを包み込む「育ちと学び」の環境

たくましく未来を拓き創造していく こどもたち

未来へ向かう様々な体験への挑戦

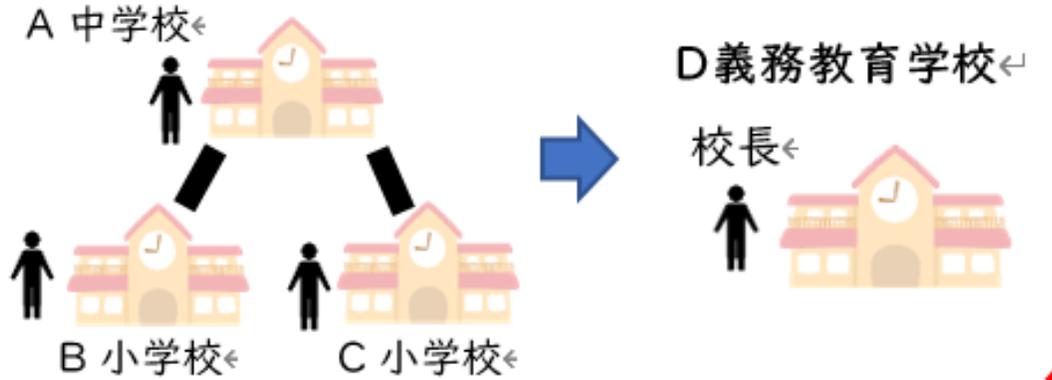


Ⅰ 義務教育学校

義務教育学校とは、小学校と中学校を一体とした学校のことです。小学校の6年間と中学校の3年間を合計9年間の一貫した教育を行う学校で、2016年に制度化されました。具体的には、1人の校長の下、一つの教職員組織で、9年間の学校教育目標を設定し、体系的なカリキュラムを編成・実施する学校です

① 義務教育学校

- ・ 新たな学校種 (一つの学校)
- 一人の校長、一つの教職員組織
- ・ 修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)

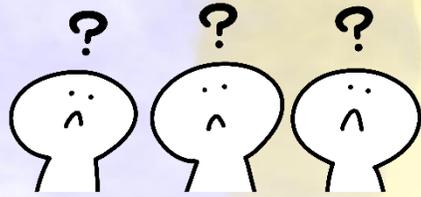
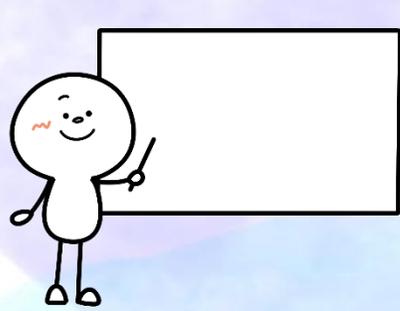


○ 長野県内の義務教育学校

- ・ 大町市立美麻小中学校
- ・ 大町市立八坂小中学校
- ・ 塩尻市立檜川小中学校
- ・ 信濃町立信濃小中学校
- ・ 根羽村立根羽学園

○ 今後の開校の動きについて

- ・ 栄村立さかえ小中学校 (令和8年)
- ・ 岡谷市立川岸学園 (令和9年)
- ・ 中川村・小諸市・諏訪市 等でも
議論が進んでいます



義務教育学校にすることの良さって何かあるのかな？

○義務教育学校のよさの例

- ① いわゆる「中一ギャップ」の緩和・解消が期待できる。
(学習、生活面等新しい環境への変化に対する不安の緩和。)
- ② 異学年交流で精神的な発達や社会性を養うことが期待できる。
- ③ 教育課程特例を活用し、自由なカリキュラムの編成ができる。
(『4つの学び』を柱に学校独自の教科が設定可能となる。)
- ④ 学年段階の区切りを「5・4」や「4・3・2」など柔軟に設定できる。
(指導内容の入替え、前倒し等により先を見据えた学習が可能。)
- ⑤ 教科担任制や乗り入れ授業等による指導が充実できる。
- ⑥ 教職員間で児童生徒の学習状況や特性等が共有され、きめ細やかな指導ができる。(校務の効率化や質の向上につながる。)
- ⑦ PTA組織の一本化が図られる。

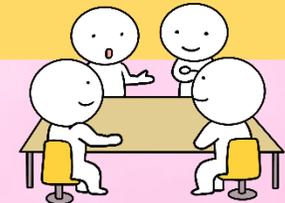


○義務教育学校の課題の例

- ① 小中一貫となる義務教育学校では9年間同じ学校にいるため、人間関係が固定化されやすい。
- ② 学年段階の柔軟な設定により、小学校高学年におけるリーダー性の育成が阻害される可能性の指摘。
- ③ 小中の節目がないため、小学校卒業の達成感がなく、中学校への新鮮さがなく、(小学生気分が抜けにくい)

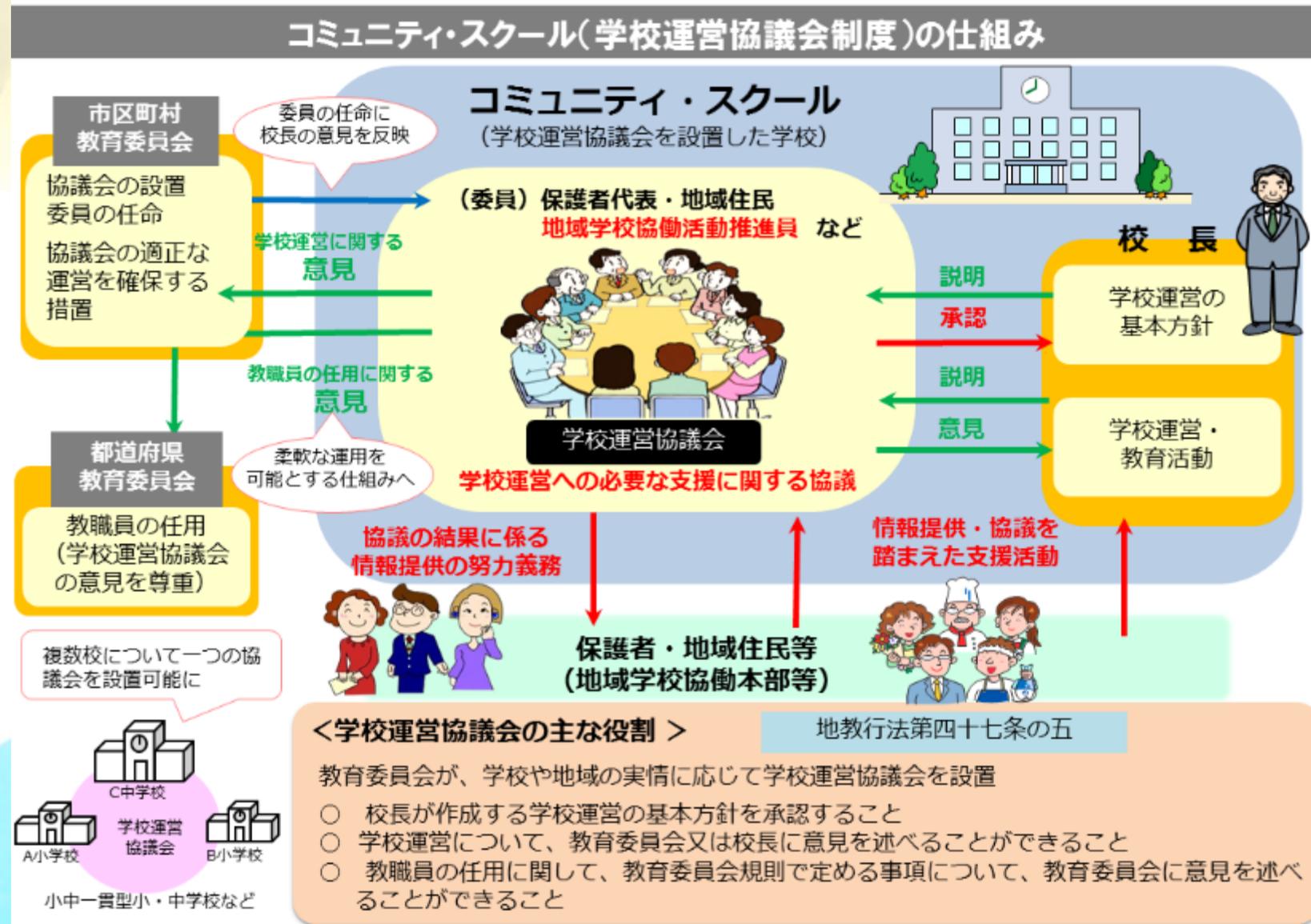


よさも課題もあります。課題の部分はどう乗り越えていくか、町のみなさん、子どもたちと対話をしながら、よりよい学校、よりよい未来をみんなで創りましょう。



2 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールは、**学校と保護者**や**地域の皆さん**がともに知恵を出し合い、**学校運営に意見を反映させること**で、一緒に協働しながら**子供たちの豊かな成長を支え**「**地域とともにある学校づくり**」を進める仕組みです。また、近年では「**学校を核とした地域づくり**」への**発展・進化の事例が増えて**きています。



地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



山ノ内町立学校づくり準備委員会 令和7年度スケジュール（案）

期 日		内容等	備考
5月14日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会の役割について ・学校統合に係る基本方針について ・今後のスケジュールについて 	
6月11日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び地区懇談会について ・目指すべき学校像について 	※ワークショップ
6月中旬～ 7月上旬	地区懇談会 保護者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校統合に係る基本方針について ・統合学校整備基本方針について ※地区懇談会（4回） ※小中学校及び保育園（10か所）	
7月中旬	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び地区懇談会結果報告 ・必要となる学校施設整備について 	※ワークショップ
8月下旬	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・統合学校整備基本方針決定 ・先進地視察について 	
9月下旬	※総合教育会議	・統合学校整備基本方針合意形成	
10月上旬	先進地視察	・学校統合の取組みについて研修	
10月下旬	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察結果について ・専門部会の編成等について ・空き校舎の利活用について 	
11月～	専門部会開始	<ul style="list-style-type: none"> ・部会ごとに課題を検討 ※部会ごとに会議を開催（3回程度）	
1月中旬	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況報告 ・校舎の利活用方針の協議 	
2月中旬	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の利活用方針の決定 	
3月中旬	※総合教育会議	・校舎の利活用方針合意形成	